

# 第1部 総 論

## 第1章 本マニュアルの性格と使い方

### 1－1 本マニュアルの性格

愛媛県環境影響評価技術マニュアルは、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づいて定められた愛媛県環境影響評価技術指針（平成11年5月愛媛県告示第739号。以下「技術指針」という。）の内容を具体的に解説し、環境影響評価及び事後調査の円滑な実施に資することを目的に策定したものである。

本マニュアルは、環境影響評価及び事後調査を実施する事業者はもとより、県や市町村において環境影響評価に携わる者の参考となる技術的事項を取りまとめたものである。

また、本マニュアルは、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査の基本的な手法等を示したものであり、個々の対象事業の特性や地域環境等の特性、新たな科学的知見や技術等を勘案し、より適切な方法等を採用することを妨げるものではない。

なお、本マニュアルは、今後の調査研究の進展や、環境影響評価の実績の積み重ね等により、技術指針の見直しとも整合を図りつつ、適宜必要な改定を行うものである。

### 1－2 マニュアルの構成及び内容

本マニュアルは、2部構成となっており、その内容は、次のとおりである。

#### 第1部 総論

##### 第1章 本マニュアルの性格と使い方

##### 第2章 愛媛県環境影響評価条例の概要

- 〔・愛媛県環境影響評価条例の制定の経緯や、制度の概要（対象事業、手続等の概略）を整理〕

##### 第3章 愛媛県環境影響評価技術指針の解説

- 〔・愛媛県環境影響評価技術指針の逐条解説〕

##### 第4章 環境影響評価の実施手順

- 〔・環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書及び事後調査報告書の作成、公告・縦覧並びに説明会の開催に関して、参考となる事項を示す。〕

#### 第2部 各論

- ・大気質を始め次の19の環境要素ごとに、概ね次の構成及び内容とする。

##### 【環境要素】

- 大気質、騒音、振動、悪臭、低周波音、日照阻害、水質・底質、地下水、土壤、地盤沈下、地形及び地質、植物、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等

① 概説

- ・各環境要素の概要（環境要素の細区分ごとの特徴、調査、予測及び評価に当たって注意すべき環境への影響の特性等）
- ・各環境要素に係る環境基準、指針、法令等

② 地域概況調査

- ・調査地域の環境の概要を把握するため、現地調査を実施する前に行う資料調査の項目、方法、主要な情報源等

③ 項目及び手法の選定の考え方

- ・調査、予測及び評価の項目の追加及び削除の考え方
- ・調査、予測及び評価の手法の重点化及び簡略化の考え方

④ 現況調査

- ・調査すべき情報
- ・調査の基本的な手法
- ・調査地域
- ・調査地点
- ・調査期間等

⑤ 予測

- ・予測の基本的な手法
- ・予測地域
- ・予測地点
- ・予測対象時期等

⑥ 評価

- ・評価の基本的な手法

⑦ 環境保全措置

- ・環境保全措置の検討
- ・検討結果の検証

⑧ 事後調査

- ・事後調査の項目、手法、時期等
- ・事後調査結果の検討

なお、このマニュアルの作成に当たっては、「逐条解説 環境影響評価法 環境庁環境影響評価研究会著 ぎょうせい」、「環境アセスメントの技術 社団法人環境情報科学センター編 中央法規」及び「自然環境アセスメント技術マニュアル 自然環境アセスメント研究会編著 財団法人自然環境研究センター」を参考とした。